

海老名市教育委員会

(平成26年 6月 定例会議事日程)

日時 平成26年 6月27日(金)

午後 2時00分

場所 海老名市役所702会議室

日程第 1 報告第 8号 海老名市社会教育委員の委嘱について

日程第 2 議案第 17号 海老名市青少年相談センター条例の廃止について

日程第 3 議案第 18号 海老名市教育支援センター条例の制定について

日程第 4 議案第 19号 海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について

日程第 5 議案第 20号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

日程第 6 議案第 21号 平成26年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について(非公開事件)

報告第8号

海老名市社会教育委員の委嘱について

海老名市社会教育委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

任期満了に伴い、新たに委嘱したため

海老名市社会教育委員名簿

(委嘱期間 平成26年6月1日～平成27年5月31日)

No.	氏 名	所 属
1	オオスキ ツム 大貴 望	学校教育関係者
2	ヨウリヤマ ツヨシ 郡山 強	学校教育関係者
3	カネコ ヨリジ 金子 以二	社会教育関係者
4	サウ エ 佐藤 よし江	社会教育関係者
5	サンベ マサヨ 三部 雅世	社会教育関係者
6	ヤマダ ノブエ 山田 信江	社会教育関係者
7	ハタ ヨシオ 秦 芳生	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
8	ウエマツ ケイコ 植松 慶子	学識経験者
9	シオジ 塩地 ひとみ	学識経験者
10	ハギワラ コウゾウ 萩原 好三	学識経験者

議案第17号

海老名市青少年相談センター条例の廃止について

海老名市青少年相談センター条例（平成14年条例第15号）を廃止する条例
について、議決を求める。

平成26年6月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市青少年相談センターの廃止に伴う所要の措置

海老名市青少年相談センター条例の廃止について

1 廃止理由

特別支援教育、児童生徒指導、不登校について、総合的に対応する（仮称）海老名市教育支援センター条例を制定するため。

2 廃止する条例

海老名市青少年相談センター条例

3 今後のスケジュール

平成 26 年 6 月 定例教育委員会

平成 26 年 7 月 政策会議、最高経営会議

平成 26 年 9 月 議会審議

青少年相談センター条例廃止、教育支援センター条例制定

平成 26 年 10 月 市民への周知

平成 27 年 1 月 1 日 施行 青少年相談センター条例廃止、教育支援センター条例制定

4 施行期日

平成 27 年 1 月 1 日

5 その他

関連する規則については、廃止条例の議決後、教育委員会にて審議予定

- ・海老名市青少年相談センター条例施行規則
- ・海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則

議案第18号

海老名市教育支援センター条例の制定について

海老名市教育支援センター条例の制定について、議決を求める。

平成26年6月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市教育支援センターの設置に伴う所要の措置

海老名市教育支援センター条例の制定について

1 趣旨

平成 27 年 1 月から海老名市教育支援センターが開所するにあたり、現海老名市青少年相談センター条例を廃止し、海老名市教育支援センター条例を制定する。

2 海老名市教育支援センター条例の施行日

平成 27 年 1 月 1 日

3 主な内容(海老名市青少年相談センター条例との比較)

(1) 設置

非行防止及び保護育成は児童指導又は生徒指導に係る内容なので「健全な育成等」に含める。また、障がいなどにより支援が必要な児童生徒に対して適切な支援をするため、教育的支援を加える。

設置	教育支援センター	青少年相談センター
主な内容	青少年の健全な育成等や児童生徒の教育的支援を図るため、	青少年の健全な育成、非行防止及び保護育成を図るため、

(2) 事業

特別支援教育やいじめなど児童指導又は生徒指導に関する事業を実施する。なお、非行防止等の事業は、児童生徒指導に含まれる。現在実施している青少年相談センター補導員協議会は解散し、専門補導員による街頭補導は強化していきたい。

事業	教育支援センター	青少年相談センター
主な内容	(1) 青少年の健全な育成を図るための相談に関すること。 (2) <u>特別支援教育に関すること。</u> (3) <u>児童指導又は生徒指導(いじめの防止等を含む)に関すること。</u> (4) 教育支援教室に関すること。 (5) その他教育委員会が必要と認める事業。	(1) 青少年の健全な育成を図るための相談に関すること。 (2) 教育支援教室に関すること。 (3) <u>青少年の非行防止を図るための街頭補導等に関すること。</u> (4) その他相談センターの目的達成に必要な事業

4 スケジュール

平成 26 年 6 月	定例教育委員会
平成 26 年 7 月	政策会議、最高経営会議
平成 26 年 9 月	議会審議 青少年相談センター条例廃止、教育支援センター条例制定
平成 26 年 10 月	市民への周知
平成 27 年 1 月 1 日	施行 青少年相談センター条例廃止、教育支援センター条例制定

海老名市教育支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市教育支援センターの設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青少年の健全な育成等や児童生徒の教育的支援を図るため、海老名市教育支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

2 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
海老名市教育支援センター	海老名市中新田 392 番地の 1

(事業)

第3条 支援センターは、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全な育成を図るための相談に関すること。
- (2) 特別支援教育に関すること。
- (3) 児童指導又は生徒指導（いじめの防止等を含む）に関すること。
- (4) 教育支援教室に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業。

(相談員等)

第4条 前条に掲げる事業を遂行するため、必要な相談員等を置く。

(運営協議会の設置)

第5条 支援センターの業務を適正かつ円滑に進めるため、連絡協議機関として、海老名市教育支援センター運営協議会（「以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会は、委員 16 人以内をもって組織し、関係行政機関の職員、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 運営協議会の委員は、任期を 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

海老名市教育支援センター条例及び青少年相談センター条例 対照表

教育支援センター	青少年相談センター				
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>海老名市教育支援センター</u>の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 青少年の健全な育成等や児童生徒の教育的支援を図るため、<u>海老名市教育支援センター</u>（以下「支援センター」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="206 568 1055 647"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>海老名市教育支援センター</u></td> <td><u>海老名市中新田 392 番地の 1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業) 第3条 <u>支援センター</u>は、次の事業を行う。 (1) 青少年の健全な育成を図るための相談に関すること。 (2) <u>特別支援教育</u>に関すること。 (3) <u>児童指導又は生徒指導（いじめの防止等を含む）</u>に関すること。 (4) 教育支援教室に関すること。 (5) その他<u>教育委員会が必要と認める事業</u> (相談員等)</p> <p>第4条 前条に掲げる事業を遂行するため、必要な相談員等を置く。 (運営協議会の設置)</p> <p>第5条 <u>支援センター</u>の業務を適正かつ円滑に進めるため、連絡協議機関として、<u>海老名市教育支援センター運営協議会</u>（「以下「運営協議会」という。）を置く。</p> <p>2 運営協議会は、委員 16 人以内をもって組織し、関係行政機関の職員、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 運営協議会の委員は、任期を 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	名 称	位 置	<u>海老名市教育支援センター</u>	<u>海老名市中新田 392 番地の 1</u>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、<u>海老名市青少年相談センター</u>の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 青少年の健全な育成、非行防止及び保護育成を図るため、<u>海老名市青少年相談センター</u>（以下「相談センター」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>相談センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>海老名市青少年相談センター</u> 位置 <u>海老名市上郷 474 番地の 4</u></p> <p>(事業) 第3条 <u>相談センター</u>は、次の事業を行う。 (1) 青少年の健全な育成を図るための相談に関すること。 (2) 教育支援教室に関すること。 (3) <u>青少年の非行防止を図るための街頭補導等</u>に関すること。 (4) その他<u>相談センターの目的達成に必要な事業</u> (相談員等)</p> <p>第4条 前条に掲げる事業を遂行するため、必要な相談員等を置く。 (運営協議会の設置)</p> <p>第5条 <u>相談センター</u>の業務を適正かつ円滑に進めるため、連絡協議機関として、<u>海老名市青少年相談センター運営協議会</u>（「以下「運営協議会」という。）を置く。</p> <p>2 運営協議会は、委員 16 人以内をもって組織し、関係行政機関の職員、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 運営協議会の委員は、任期を 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>
名 称	位 置				
<u>海老名市教育支援センター</u>	<u>海老名市中新田 392 番地の 1</u>				

附則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

議案第19号

海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について

別紙のとおり、海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について、議決を求める。

平成26年6月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

1月の市議会臨時会において議決された「海老名市野外教育施設条例を廃止する条例」の施行期日を定めたいため

海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則の制定について

1 制定理由

平成 26 年 2 月 4 日公布の海老名市野外教育施設条例を廃止する条例（平成 26 年条例第 2 号）は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することとなっています。

条例廃止決定後、教育委員会では地権者に対し借地借家法第 13 条に基づき、海老名市が土地の上に所有している家屋について買取りいただくよう請求してまいりました。

この度、地権者から買取りに応じる旨の回答をいただきことから、廃止する条例の施行期日を定めるものです。

2 廃止する条例の施行日

平成 26 年 7 月 1 日

3 施行文

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

7 月 政策会議・最高経営会議へ報告

9 月 歳入補正予算 議会上程

5 その他

土地の賃貸借期間が平成 26 年 9 月 30 日までのため、引き渡しまで普通財産として適正に管理する。

海老名市野外教育施設条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

海老名市野外教育施設条例を廃止する条例（平成 26 年条例第 2 号）の施行期日は、平成 26 年 7 月 1 日とする。

議案第20号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成26年6月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市野外教育施設条例の廃止に伴う所要の措置

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

1 改正理由

平成 26 年 2 月 4 日公布の海老名市野外教育施設条例を廃止する条例（平成 26 年条例第 2 号）の施行期日を定める規則を制定することに伴い、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正するため。

2 改正内容

（1）第 9 条の野外教育施設に関する条文を削り、第 10 条以下を 1 条ずつ繰り上げる

（2）別表第 1 の「野外教育施設に関すること」を「野外教育に関すること」に変更

3 規則改正案について

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

平成 26 年 7 月 1 日

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則
第1号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。
別表第1教育指導課の部児童育成係の項中「野外教育施設」を「野外教育」に改め
る。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 新旧対照表

新	旧																								
<p>海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、海老名市教育委員会の権限に関する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関の系統的組織を確立するとともに、事務分掌を明確にし、併せて職員の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部の設置)</p> <p>第2条 事務局に所掌事務を処理するため、教育部を置く。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第3条 部に次に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 教育指導課</p> <p>2 前項の課に次に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">教育総務課</td> <td style="width: 25%;">庶務係</td> <td style="width: 25%;">教育施設係</td> <td style="width: 25%;">文化財係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学校教育係</td> <td>保健給食係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>教育指導係</td> <td>教育支援係</td> <td>児童育成係</td> </tr> </table> <p>3 第1項に定める課長は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て係その他特別の組織を設けることができる。</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に定める課の事務分掌は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(青少年相談センター)</p> <p>第6条 海老名市青少年相談センター条例（平成14年条例第15号）により設置された青少年相談センターは、教育指導課に属する。</p> <p>第7条 海老名市立郷土資料館条例（昭和57年条例第23号）により設置された郷土資料館は、教育総務課に属する。</p>	教育総務課	庶務係	教育施設係	文化財係	学校教育課	学校教育係	保健給食係		教育指導課	教育指導係	教育支援係	児童育成係	<p>海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、海老名市教育委員会の権限に関する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関の系統的組織を確立するとともに、事務分掌を明確にし、併せて職員の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部の設置)</p> <p>第2条 事務局に所掌事務を処理するため、教育部を置く。</p> <p>(課の設置)</p> <p>第3条 部に次に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 教育指導課</p> <p>2 前項の課に次に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">教育総務課</td> <td style="width: 25%;">庶務係</td> <td style="width: 25%;">教育施設係</td> <td style="width: 25%;">文化財係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学校教育係</td> <td>保健給食係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>教育指導係</td> <td>教育支援係</td> <td>児童育成係</td> </tr> </table> <p>3 第1項に定める課長は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て係その他特別の組織を設けることができる。</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に定める課の事務分掌は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(青少年相談センター)</p> <p>第6条 海老名市青少年相談センター条例（平成14年条例第15号）により設置された青少年相談センターは、教育指導課に属する。</p> <p>第7条 海老名市立郷土資料館条例（昭和57年条例第23号）により設置された郷土資料館は、教育総務課に属する。</p>	教育総務課	庶務係	教育施設係	文化財係	学校教育課	学校教育係	保健給食係		教育指導課	教育指導係	教育支援係	児童育成係
教育総務課	庶務係	教育施設係	文化財係																						
学校教育課	学校教育係	保健給食係																							
教育指導課	教育指導係	教育支援係	児童育成係																						
教育総務課	庶務係	教育施設係	文化財係																						
学校教育課	学校教育係	保健給食係																							
教育指導課	教育指導係	教育支援係	児童育成係																						

(歴史資料収蔵館)

第8条 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例(平成20年条例第29号)により設置された歴史資料収蔵館は、教育総務課に属する。

(図書館)

第9条 海老名市立図書館条例(昭和59年条例第30号)により設置された図書館は、教育指導課に属する。

(関連事務)

第10条 主管が明確でない事務については、教育長の裁定によるものとする。

(事務分担)

第11条 課長は、職員の事務分担を定め、教育長に報告するものとする。

2 課長は、職員の分担外の事務であっても、その緩急に応じ相互に援助させることができる。

(準用)

第12条 文書の取扱いについては、海老名市行政文書管理規程(平成21年海老名市訓令第5号)を準用する。この場合において、文書の記号に用いる課の記号は、教育長が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、職員の服務、給与、人事の取扱い、事務処理等この規則にない事項については、市の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(歴史資料収蔵館)

第8条 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例(平成20年条例第29号)により設置された歴史資料収蔵館は、教育総務課に属する。

(野外教育施設)

第9条 海老名市野外教育施設条例(平成17年条例第29号)により設置された野外教育施設は、教育指導課に属する。

(図書館)

第10条 海老名市立図書館条例(昭和59年条例第30号)により設置された図書館は、教育指導課に属する。

(関連事務)

第11条 主管が明確でない事務については、教育長の裁定によるものとする。

(事務分担)

第12条 課長は、職員の事務分担を定め、教育長に報告するものとする。

2 課長は、職員の分担外の事務であっても、その緩急に応じ相互に援助させることができる。

(準用)

第13条 文書の取扱いについては、海老名市行政文書管理規程(平成21年海老名市訓令第5号)を準用する。この場合において、文書の記号に用いる課の記号は、教育長が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、職員の服務、給与、人事の取扱い、事務処理等この規則にない事項については、市の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和46年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

教育総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 儀式、表彰及び渉外に関する事。 (3) 教育行政の企画調整及び相談に関する事。 (4) 規則等の公布に関する事。 (5) 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関する事。 (6) 公印の管理に関する事。 (7) 部の庶務及び調整に関する事。 (8) 部内の事務分掌の調整に関する事。
	教育施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の設置に関する事。 (2) 教育財産の管理に関する事。 (3) 学校施設の開放事業に関する事。
	文化財係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存及び活用に関する事。 (2) 史跡地の整備及び管理に関する事。 (3) 郷土資料館に関する事。 (4) 郷土芸能及び郷土資料に関する事。 (5) 市史編さんに関する事。 (6) 市史資料の調査及び収集に関する事。 (7) 歴史資料収蔵館に関する事。
学校教育課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県費負担教職員の任免その他人事に関する事。 (2) 県費負担教職員の栄典に関する事。 (3) 児童生徒の就学、入学、転学及び退

別表第1（第4条関係）

教育総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 儀式、表彰及び渉外に関する事。 (3) 教育行政の企画調整及び相談に関する事。 (4) 規則等の公布に関する事。 (5) 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関する事。 (6) 公印の管理に関する事。 (7) 部の庶務及び調整に関する事。 (8) 部内の事務分掌の調整に関する事。
	教育施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の設置に関する事。 (2) 教育財産の管理に関する事。 (3) 学校施設の開放事業に関する事。
	文化財係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存及び活用に関する事。 (2) 史跡地の整備及び管理に関する事。 (3) 郷土資料館に関する事。 (4) 郷土芸能及び郷土資料に関する事。 (5) 市史編さんに関する事。 (6) 市史資料の調査及び収集に関する事。 (7) 歴史資料収蔵館に関する事。
学校教育課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県費負担教職員の任免その他人事に関する事。 (2) 県費負担教職員の栄典に関する事。 (3) 児童生徒の就学、入学、転学及び退

		<p>学に関すること。</p> <p>(4) 学校の組織編成に関すること。</p> <p>(5) 児童生徒及び教職員の安全管理に関すること。</p> <p>(6) 就学援助に関すること。</p> <p>(7) 教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 小中学校との連絡に関すること。</p>			<p>学に関すること。</p> <p>(4) 学校の組織編成に関すること。</p> <p>(5) 児童生徒及び教職員の安全管理に関すること。</p> <p>(6) 就学援助に関すること。</p> <p>(7) 教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 小中学校との連絡に関すること。</p>
	保健給食係	<p>(1) 児童生徒の健康管理に関すること。</p> <p>(2) 学校給食の運営、管理に関すること。</p> <p>(3) 食の創造館に関すること。</p> <p>(4) 学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関すること。</p>		保健給食係	<p>(1) 児童生徒の健康管理に関すること。</p> <p>(2) 学校給食の運営、管理に関すること。</p> <p>(3) 食の創造館に関すること。</p> <p>(4) 学校給食費の賦課及び徴収、収納管理、督促等に関すること。</p>
教育指導課	教育指導係	<p>(1) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。</p> <p>(2) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関すること。</p> <p>(3) 教育資料の整備及び活用に関すること。</p> <p>(4) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(5) 人権教育及び同和教育に関すること。</p> <p>(6) 体育・保健・安全・食育の指導に関すること。</p> <p>(7) 教育の調査、研究に関すること。</p> <p>(8) 奨学金に関すること。</p> <p>(9) その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。</p>	教育指導課	教育指導係	<p>(1) 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の指導助言に関すること。</p> <p>(2) 教科用図書その他教材及び教具の指導に関すること。</p> <p>(3) 教育資料の整備及び活用に関すること。</p> <p>(4) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(5) 人権教育及び同和教育に関すること。</p> <p>(6) 体育・保健・安全・食育の指導に関すること。</p> <p>(7) 教育の調査、研究に関すること。</p> <p>(8) 奨学金に関すること。</p> <p>(9) その他の学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。</p>
	教育支援係	<p>(1) 児童生徒指導に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(3) 青少年相談センターに関すること。</p>		教育支援係	<p>(1) 児童生徒指導に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(3) 青少年相談センターに関すること。</p>

児童育成係	(1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体(体育関係を除く。)の指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 (4) 青少年健全育成に関すること。 (5) <u>野外教育</u> に関すること。 (6) 図書館に関すること。
-------	--

児童育成係	(1) 社会教育に関すること。 (2) 社会教育関係団体(体育関係を除く。)の指導助言に関すること。 (3) 放課後児童健全育成に関すること。 (4) 青少年健全育成に関すること。 (5) <u>野外教育施設</u> に関すること。 (6) 図書館に関すること。
-------	--

別表第2 (第5条関係)

名称	主な所掌事務	所管機関
海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画 その他必要な事項に関し調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市史編さん審議会	市史編さん事業の基本方針及び事業計画等の調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	教育指導課
海老名市青少年相談センター運営協議会	青少年相談センターの運営に関する調査審議を行うこと。	教育指導課

別表第2 (第5条関係)

名称	主な所掌事務	所管機関
海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画 その他必要な事項に関し調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市史編さん審議会	市史編さん事業の基本方針及び事業計画等の調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。	教育指導課
海老名市青少年相談センター運営協議会	青少年相談センターの運営に関する調査審議を行うこと。	教育指導課